

# 都市計画提案制度

～ まちづくりへの提案を受け付けています ～

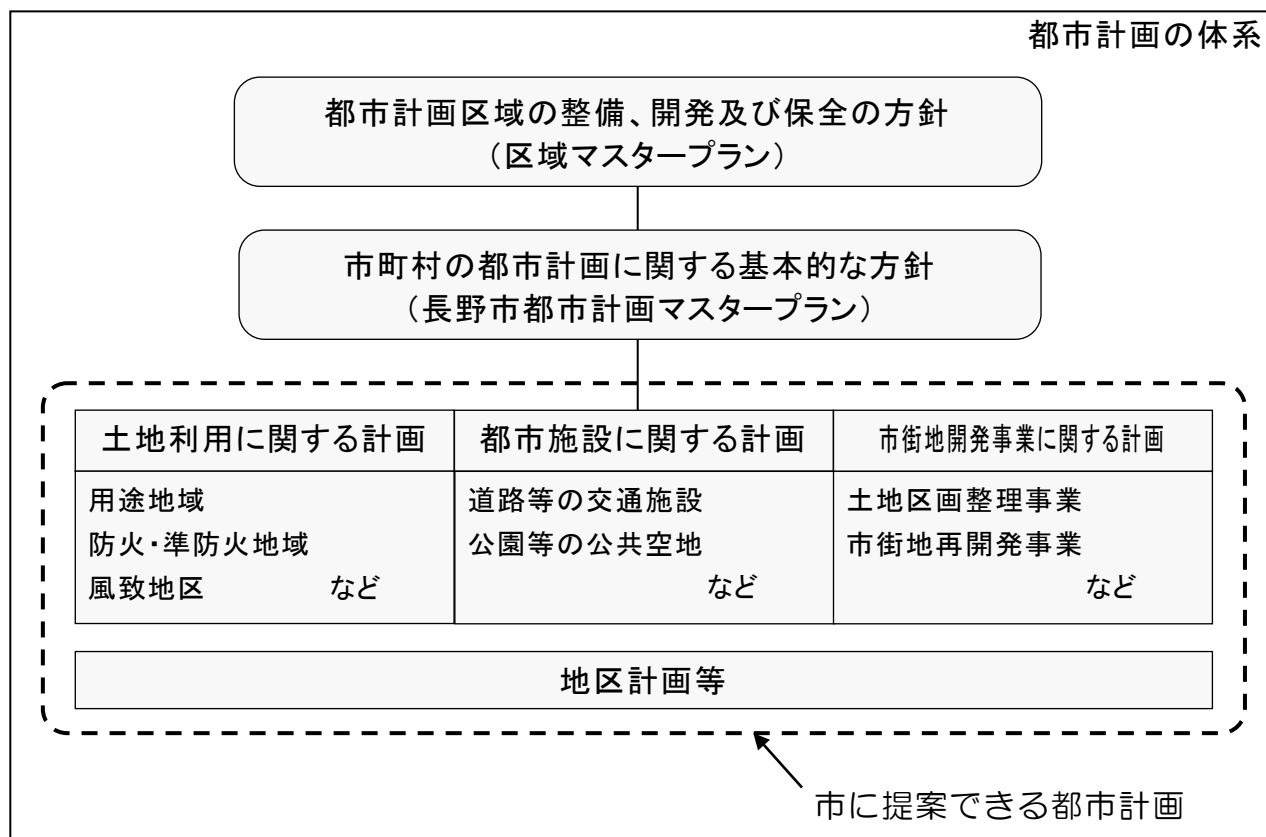
## ■ 都市計画提案制度とは？

都市計画提案制度は土地所有者、まちづくりを行うNPO法人、まちづくりの推進に関して経験と知識を有する団体などが、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定や変更について提案を行うことができる制度です。



## ■ 市に提案できる都市計画

マスタープランを除く、市が決定する都市計画について提案することができます。



※ 区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）など、長野県が決定する都市計画については、長野県に提案することとなります。

## ■ 提案できる方

### ① 土地所有者等

提案区域の土地の所有者又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた借地権（地上権もしくは賃借権）を有する方

### ② まちづくり NPO 法人等

まちづくりの推進を目的に設立された NPO 法人、一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社

### ③ まちづくりの推進に関して経験と知識を有する団体

過去 10 年間に 0.5ha 以上の開発行為を行ったことがある開発事業者等

## ■ 提案要件

提案を行う場合は、以下の要件を満足する必要があります。

項 目	要 件
提 案 区 域	提案を行う区域が 0.5ha 以上の一体的な土地であること
土 地 所 有 者 等 の 同 意	<p>【権利者の人数】</p> <p>土地所有者等の総数の 2 / 3 以上の同意を得ていること</p> <p>※ 1 つの土地について複数の名義人がある場合は、それぞれの名義人の共有持分に応じた数を土地の権利者の数とします。</p>
	<p>【土地の面積】</p> <p>同意者が所有する土地の地積と借地権の目的となっている土地の地積の合計が、提案区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 2 / 3 以上であること</p> <p>※ 1 つの土地について複数の名義人がある場合は、それぞれの名義人の共有持分に応じた地積を当該権利者の地積とします。</p>
法 令 等 へ の 適 合	<p>都市計画法第 13 条その他の法令の規定に基づく都市計画の基準に適合するほか、以下の計画に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 長野県及び長野市が定める総合計画その他の計画</li> <li>• 長野都市計画及び飯綱都市計画の区域マスタープラン</li> <li>• 長野市都市計画マスタープラン</li> </ul>

## ■ 計画提案書の提出

計画提案は、以下の書類を長野市都市整備部都市計画課（長野市役所第二庁舎5階）にご提出ください。

提出書類		部数
提案書（様式第1号）		1部
都市計画の素案	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画素案概要書（様式第2号）</li> <li>添付図書 位置図（縮尺1/25,000以上） 計画図（縮尺1/2,500以上）</li> </ul>	2部
土地所有者等の同意を得たことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者等の同意状況調書（様式第3号）</li> <li>同意書（様式第4号）</li> <li>公図の写し</li> <li>登記事項証明書</li> </ul>	1部
提案する資格を有することを証明する書類	<b>【土地所有者等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書</li> <li>公図の写し</li> </ul>	1部
	<b>【まちづくりNPO法人等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書</li> <li>定款</li> </ul>	
	<b>【まちづくりの推進に関して経験と知識を有する団体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書</li> <li>定款</li> <li>過去10年間に0.5ha以上の開発行為を行ったことを証明する書類（例 開発許可証及び検査済証の写し）</li> <li>役員の一覧表</li> <li>役員が都市計画法施行規則第13条の3第2号イ、ロ及びハに該当しない旨の誓約書（様式第5号）</li> <li>役員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</li> </ul>	
計画提案に係る判断をするために必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者等及び周辺住民等への説明経過書（様式第6号）</li> <li>周辺環境等への影響に関する検討書（様式第7号）</li> <li>その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	1部
<p>上記提出書類のほか、計画提案者が事業実施のために都市計画の決定等が必要な場合は、以下の事項を記載した書類を提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業の着手予定日</li> <li>計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限</li> <li>上記の期限を希望する理由</li> </ul>		1部

※ 提出した計画提案を取り下げる場合は、計画提案取下届出書（様式第8号）を提出してください。また、提出した計画提案の内容を変更する場合は、計画提案取下届出書（様式第8号）を提出いただいた上で、再度、変更した計画提案書を提出していただく必要があります。

## ■ 提案から決定までのながれ

### 【事前相談】

提案をされる方は、事前に市の都市計画課までご相談ください。制度の概要や提案方法についてご説明するとともに、具体的な提案の内容についてご相談をお受けします。



### 【都市計画の提案】

計画提案書を市の都市計画課にご提出ください。  
ご提出いただいた提案書は、提案要件の確認を行い、その結果を提案者に通知します。  
※ 提出書類に不備がある場合は、補正をお願いすることがあります。



### 【計画提案に係る判断】

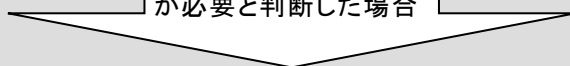
提案を踏まえた都市計画の決定（変更）をする必要があるかどうか判断を行います。市の判断について長野市都市計画審議会の意見を聴いた上で、判断結果について計画提案者に通知します。



### 【判断結果の公表】

市の都市計画について広く理解していただくため、判断結果を市ホームページなどで一般に公開します。

都市計画決定（変更）  
が必要と判断した場合



### 都市計画決定（変更）

提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行います。

### 【お問い合わせ先】

長野市役所 都市整備部 都市計画課 計画担当（第二庁舎5階）  
電話 026-224-5050（直通） FAX 026-224-5111  
E-mail toshikei@city.nagano.lg.jp